

令和7年8月からの大雨により 被害を受けた農業者等の皆様へ

令和7年8月からの大雨により被災した農業者等の
農地の復旧・再生産(営農継続)に対する支援概要についてお知らせします

農地(水路・畦畔)・施設・機械の復旧支援

○対象事業費

- ・漂着・堆積物等の除去(人件費、重機リース代、委託料等)
- ・農地保全管理(ほ場の均平等)
- ・廃棄・収穫不能作物および廃棄資材の処理
- ・地力再生(土壌分析および土壌改良資材、堆肥の投入)
- ・生産施設・農業用機械の復旧(修繕)にかかる経費

○補助率

税抜き事業費の 5/6(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・被災写真(被害状況、完成写真)
- ・位置図
- ・契約書や支払伝票(領収書)
- ・作業日誌
- ・納品書 等

水稻・大豆への支援

①追加防除支援

○対象事業費

- ・通常の防除に追加して(原則)大雨以降に購入した薬剤購入費(散布委託料含む)
- ・薬剤を変更したことによる差額

○補助率

税抜き事業費の 5/6(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・対象ほ場を示した書類(作付台帳等)
- ・契約書や支払伝票(領収書)
- ・防除日誌 等

水稲・大豆への支援

②種子購入支援

○対象事業費

- ・大雨が原因で 20%以上減収したほ場の令和8年産に必要な種子
ただし、減収率 20%以上のほ場が 1ha 以上あるか、収穫皆無のほ場がある農業者等が対象

○補助率

税抜き事業費の 5/6(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・対象ほ場を示した書類(作付台帳等)
- ・令和7年の収量がわかる書類(収穫未了の場合は見込収量を報告)
- ・種子の購入金額(商品名、単価、数量等)がわかる書類 等

園芸作物・そば等への支援

(野菜、花き、果樹、そば、工芸農作物、飼料作物等)

①追加防除・追肥支援

○対象事業費

- ・通常の防除に追加して(原則)大雨以降に購入した薬剤購入費(散布委託料含む)
- ・薬剤を変更したことによる差額
- ・生育回復のための新たな追肥経費

○補助率

税抜き事業費の 2/2(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・対象ほ場を示した書類(作付台帳等)
- ・契約書や支払伝票(領収書)
- ・防除日誌 等

②種苗・資材等購入支援

○対象事業費

- ・大雨が原因で 20%以上減収したほ場の令和8年産に必要な種苗、生産資材(支柱等の繰り返し使える耐久消費材が対象で、マルチフィルム等の消耗品や小農具は対象外)

○補助率

税抜き事業費の 2/2(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・対象ほ場を示した書類(作付台帳等)
- ・令和7年の収量がわかる書類(収穫未了の場合は見込収量を報告)
- ・購入金額(商品名、単価、数量等)がわかる書類 等

畜産への支援

①追加防除・追肥支援

○対象事業費

- ・通常の消毒に追加して(原則)購入することとなった消毒剤等薬剤経費
- ・へい死家畜の処理費
- ・家畜用飼料の購入費(大雨等により損失した飼料)
- ・比内地鶏素雛の購入費

○補助率

税抜き事業費の 2/2(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・購入金額(商品名、単価、数量等)がわかる書類 等
- ・へい死羽数の確認できる書類

需要額調査の報告について

○報告方法

このチラシで示している「申請に必要な書類」をご用意のうえ、市役所農林課に来庁してください。

被害状況を聞き取りし、要件を満たすようであれば申請書をご記入いただきます。

○持ち物

申請に必要な書類、はんこ(認印可)

○報告期限

令和7年11月21日(金)まで

○問合せ先

北秋田市役所 農林課 農業振興係

TEL 0186-62-5514 FAX 0186-62-5514

E-mail agri@city.kitaakita.akita.jp